

令和4年1月
税務署

中国経済連合会 会員の皆様へ

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い
～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

税務行政につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、間もなく令和3年分の所得税等の確定申告が始まり、税務署等に確定申告会場を開設しますが、多くの納税者の方が来場されます。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、確定申告会場の混雑を緩和するため、自宅等から国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成・送信をお願いしております。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、別添リーフレットを回覧、電子掲示板への掲載などの方法により、従業員の方へ情報提供していただきますようご協力をお願いいたします。

| | |
|------|--|
| 問合せ先 | 〒730-0012 広島市中区上八丁堀3-19 広島東税務署 税務広報広聴官 加藤・谷口 電話 082-227-1162 (ダイヤルイン) |
|------|--|

スマホから確定申告

感染リスク軽減のための税務署からのお願い



1 密を避ける

ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけます。

マイナンバーカードとICカードリーダライタ又は
マイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、
e-Tax（電子申告）を利用して申告書を提出できます。



感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

2 国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」

申告書作成・送信

◆ 申告書を作成
画面の案内に従つ
て、金額等を入力し
作成。

◆ 申告書を送信
 マイナンバーカード方式
 ID・パスワード方式
いずれかの方法で送信。

*印刷して所轄の税務署へ提出することもできます。

スマホ専用画面

多くの方が**スマホで見やすい専用画面**をご利用いた
だけます。



その他の情報

国税庁HPでは、確定申告等に関する様々な情報を掲載していま
す。是非、ご覧ください。

国税庁HP 検索

3 自宅等で作成！

- ・確定申告会場に出向く必要がありません！
- ・自宅でいつでも確定申告！

こんないいこと！

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

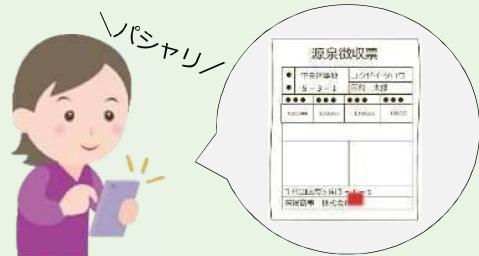
※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

ICカードリーダライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 (NEW は令和4年1月から対応予定)

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 NEW
(上場株式等の譲渡所得等・配当所得等)
- 上場株式等の譲渡損失額 (前年繰越分) NEW

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 NEW
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。